

「アクリル飛沫防止板地域内資源循環プロジェクト」 M I C A Nプロジェクト

(M)みんなで (I)いっしょに (C)サーキュラー (A)アクション (N)にいほま

飲食店や事業所等で不要となった**「アクリル飛沫防止板」**を
新居浜市へご提供ください！！

ご提供いただいたアクリル板は、住友化学愛媛工場においてリサイクルされ、新たな製品に生まれ変わった後、市内の小学生へ配布される予定です！



回収第1弾 ⇒ 8/1 (火) ~15 (火)

回収場所：新居浜市清掃センター リサイクル棟

持込いただいた方へ、**あかがねポイント100PT**を進呈！！

(第2弾 ⇒ 12/1~15 第3弾 ⇒ 3/1~15)

【主体】住友化学株式会社 ・ 新居浜市

【協力】リコージャパン株式会社

一般社団法人えひめ産業資源循環協会西条地区

持込詳細は裏面へ  GO

アクリル板持込時の流れ



- ① ごみ受付のレーンへ
- ② 計量棟で「アクリル板の持込」とお伝えいただき、受付・入口計量してください。
- ③ リサイクル棟でアクリル板をご提供いただきます。
- ④ 場内表示に従って進み、出口計量して、ご退出ください。

アクリル板持込時の注意点

(1) 今回の受入は、**新居浜市内**の事業所等に限りま

(2) アクリル板の受入は、**再使用可能**なものに限りま

清掃センターで受入可能なアクリル板は、飛沫防止板として再使用可能な状態のものに限りま

※ 粉々に割れている、汚れがひどい、素材がアクリルではないものは、産業廃棄物（廃プラスチック類）として処分してください。処分については、産業廃棄物処理業者へご相談ください。新居浜市清掃センターでは処分できません。

※ 素材の判別に迷う場合は、清掃センターへサンプルをお持ちいただけると判別することが可能です。

(3) **雨天時**は、持込を避けてください。

雨が当たりアクリル板が水分を吸収しないように、雨天時の持込は避けてください。

(4) **アクリル板の提供とごみの処分**を同時に行うことはできません。

ごみの処分のために、ごみ処理券をお持ちの場合でも、アクリル板の提供とごみの処分を同時に行うことはできません。（再度の受付）

お問合せ先 新居浜市清掃センター
☎ 0897 (41) 4225